

空き家バンク登録の手引き～空き家の所有者編～

◎所有者等の各種手続き

石巻市内にある空き家の所有者等が、石巻市空き家バンクを活用し、賃貸や売買を行いたい場合は、物件の登録が必要となります。

1 所有者等とは・・・空き家等について所有権その他の権利により、空き家等の売買、賃貸等を行うことができる方をいいます。

2 各種手続き

<p>①空き家バンクに 空き家等を登録 したい</p>	<p>提出書類</p> <ul style="list-style-type: none">・石巻市空き家バンク情報登録申請書（様式第1号）・石巻市空き家バンク情報登録カード(様式第2号)・石巻市空き家バンク情報登録同意書（様式第3号） ※建物と土地の所有者が異なる場合に提出・添付書類：登録申請する空き家の納税証明書と登記簿、住民票・免許証など身分を証明するものの写し <p>！こんなときは登録できません！</p> <ul style="list-style-type: none">・所有者等が暴力団員・暴力団員等であること。・登録する空き家の固定資産税を滞納している。・登録申請する空き家が登記されていない、相続未済、無接道地に建てられている、など。・登録申請する空き家が他の媒介契約を締結している。
<p>②申請・登録後の ながれ</p>	<ul style="list-style-type: none">・申請後は登録事業者（宅建業者）と石巻市が現地を訪問し、登録の可否を通知いたします。 <small>※物件の状況などにより空き家バンクへの登録をお断りする場合があります。</small>・登録後は、現地を訪問した登録事業者と、媒介契約を締結していただきます。また、全国版空き家バンク等へ物件情報を掲載いたします。（登録期間は2年間で、再登録もできます。）
<p>③登録情報の変更を したい</p>	<p>提出書類</p> <ul style="list-style-type: none">・石巻市空き家バンク情報登録事項変更届(様式第7号)・登録事項の変更内容を記載した石巻市空き家バンク登録カード（様式第2号）・添付書類：変更内容が確認できる書類
<p>④登録情報を抹消 したい</p>	<p>提出書類</p> <p>石巻市空き家バンク情報登録抹消届(様式第8号)</p> <p>⇒ 登録抹消後、抹消通知書を送付いたします。</p> <p>⇒ 売買・賃貸契約が成立した場合、自動的に抹消されます。</p>